



国住指第 3 4 4 8 号

平成 2 1 年 1 2 日 1 0 日

(社) 日本建築士会連合会会長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長



公共工事における設計業務等の契約の際の重要事項説明について

建築士法第 2 4 条の 7 に基づき、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けること(以下、「設計業務等」という)を内容とする契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対して、管理建築士または所属建築士による重要事項説明を、書面を交付して、行わせることとされているところであり、これに違反する場合には、同法に基づく監督処分等の対象となるものです。

この重要事項説明については、公共工事における設計業務等の契約の際にも必要であるか否か等について、未だに問い合わせがあることから、改めて下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴団体会員の建築士及び建築士事務所に対しても、本通知を周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 公共工事における設計業務等の契約を締結しようとする場合においても、民間工事における場合と同様、建築士事務所の開設者は、建築主である自治体に対して、重要事項説明が必要である。

なお、公共発注、民間発注を問わず、重要事項説明の対象となるのは、① 契約の内容が設計業務等(すなわち建築士法上の「設計」又は「工事監理」)の委託を受けることを内容とするものであって、かつ、② 契約の相手方が「建築主」である場合であるので、例えば以下の場合には、重要事項説明は不要である。

- (1) 建築主(例えば、公共工事の場合は自治体に所属する営繕課長等。民間工事の場合の発注主体においても同様)が自ら設計図書に記名・押印する設計者等となり、業務としてはその設計補助等のみを委託する場合 (①に該当しないため)
- (2) 他の建築士事務所が建築主から受託した設計の一部について再委託が行われる場合 (②に該当しないため)

- 2 重要事項説明を行う際には、当該契約の内容及びその履行に関する所定の事項を記載した書面を交付するとともに、説明を行うにあたっては、管理建築士または所属建築士

は、建築士免許証等を提示しなければならないこととされている。

(参考) 建築士法上の設計を行う者について

建築士法(抜粋)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

(参照条文) 建築士法(抜粋)

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約(以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。)を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士(次項において「管理建築士等」という。)をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

各都道府県 建築主務部長 あて

国土交通省 住宅局 建築指導課長

公共工事における設計業務等の契約の際の重要事項説明について

建築士法第24条の7に基づき、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けること(以下、「設計業務等」という)を内容とする契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対して、管理建築士または所属建築士による重要事項説明を、書面を交付して、行わせることとされているところであり、これに違反する場合には、同法に基づく監督処分等の対象となるものです。

この重要事項説明については、公共工事における設計業務等の契約の際にも必要であるか否か等について、未だに問い合わせがあることから、改めて下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴都道府県の営繕担当等公共建築発注担当部局 及び 管下市町村に周知いただくようお願いいたします。この際、管下市町村に対しては当該市町村内の営繕担当等公共建築発注担当部局に周知徹底されるようよろしくお取り計らい願います。

なお、関係団体に対しても、この旨通知しているもので、これに留意の上これらの者に対する指導等をしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 公共工事における設計業務等の契約を締結しようとする場合においても、民間工事における場合と同様、建築士事務所の開設者は、建築主である自治体に対して、重要事項説明が必要である。

なお、公共発注、民間発注を問わず、重要事項説明の対象となるのは、① 契約の内容が設計業務等(すなわち建築士法上の「設計」又は「工事監理」)の委託を受けることを内容とするものであって、かつ、② 契約の委託側が「建築主」である場合であるので、例えば以下の場合には、重要事項説明は不要である。

- (1) 建築主(例えば、公共工事の場合は自治体に所属する営繕課長等。民間工事の場合の発注主体においても同様)が自ら設計図書に記名・押印する設計者等となり、業務としてはその設計補助等のみを委託する場合 (①に該当しないため)
- (2) 他の建築士事務所が建築主から受託した設計の一部について再委託が行われる場合 (②に該当しないため)

- 2 重要事項説明を行う際には、当該契約の内容及びその履行に関する所定の事項を記載した書面を交付するとともに、説明を行うにあたっては、管理建築士または所属建築士は、建築士免許証等を提示しなければならないこととされている。
- 3 これらの趣旨を徹底するため、公共工事の業務発注の手続き等を通じて受託者による重要事項説明の実施を促すことなどが考えられる(入札説明書に「契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと」との記載をする等)ので、当面、公共建築発注担当部局において可能な対応を取っていただきますようお願いいたします。

(参考) 建築士法上の設計を行う者について

建築士法(抜粋)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

第二十条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

(参照条文) 建築士法(抜粋)

(重要事項の説明等)

第二十四条の七 建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約(以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。)を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士(次項において「管理建築士等」という。)をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 管理建築士等は、前項の説明をするときは、当該建築主に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は一級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。